

2022年5月16日

IFRS 解釈指針委員会 御中

**「貸手のリース料免除（IFRS 第9号『金融商品』及びIFRS 第16号『リース』）」**

**に関するアジェンダ決定案に対するコメント**

1. 当委員会は、「貸手のリース料免除（IFRS 第9号『金融商品』及びIFRS 第16号『リース』）」に関するIFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）の2022年3月のIFRICアップデートにおけるアジェンダ決定案に対するコメントの機会を与えられたことを歓迎する。

**貸手の会計処理**

2. 我々は、以下に示した理由により、IFRS 第9号及びIFRS 第16号の原則と要求事項は、本論点に対処するための適切な基礎を提供していないと考えるため、アジェンダ決定案を最終化することを支持しない。我々は、デュー・プロセス・ハンドブックの第5.16項に従い、IASBが基準設定プロジェクトを作業計画に追加することを検討すべきであると考えている。
  - (a) 貸手の賃料減免の会計処理に関して、IFRS 第9号及びIFRS 第16号の要求事項のどちらが優先されるかは明確でないと考える。なぜなら、IFRS 第9号の2.1項(b)(i)は、認識したオペレーティング・リース債権にIFRS 第9号の認識の中止の要求事項を適用すると述べている一方で、IFRS 第16号第87項では、貸手はリースの条件変更において当初のリースに係る未払リース料を新たなリースに係るリース料の一部とみなすことが要求されているからである。そのため、アジェンダ決定案は、貸手がオペレーティング・リース債権として認識していたリース料の免除について、IFRS 第9号における認識中止の要求事項を適用して当該債権の認識を中止すると述べているが、我々は、リースの条件変更の対象は限定されていないことから、IFRS 第16号のリースの条件変更の要求事項は、免除されたすべてのリース料に対して適用すると解釈することも可能であると考えている。

- (b) アジェンダ決定案では、免除されたリース料は、IFRS 第 16 号第 87 項の「当初のリースに係る未払リース料」ではないと述べている。しかし、IFRS 第 16 号は未払リース料に関する詳細なガイダンスを提供していないため、免除されたリース料が「未払リース料」ではないと結論を下すのは適切ではないと考える。したがって、我々は、免除された 10 から 12 か月目のリース料を、当初のリースに係る未払リース料として、IFRS 第 16 号第 87 項のリースの条件変更の要求事項を適用して、新たなリースに係るリース料の一部とみなすこともできると考える。
- (c) アジェンダ決定案では、賃料減免は、リース・インセンティブ（貸手が借手にリースに関連して行う支払、又は貸手による借手のコストの弁済若しくは引受け）と考えていない。しかし、賃料減免は「借手のコストの引受け」として解釈することもできると考える。そのように解釈した場合、リース・インセンティブはリース料を構成するため、賃料減免をリース料の構成要素として会計処理することもできると考える。
3. 貸手の賃料減免の会計処理については、我々の法域の関係者からは、アジェンダ決定案の分析を支持する意見が聞かれている一方で、IFRS 第 16 号のみを適用すべきとの意見も聞かれている。したがって、我々は、適切な会計処理について十分に議論する必要があると考える。
4. また、アジェンダ決定案で用いられている「forgiveness」という単語が、全額及び一部の免除の両方を意味するのか明確ではないとの意見が、我々の法域の一部の関係者から聞かれている。そのため、アジェンダ決定では、「forgiveness」が債権の全額及び一部の免除の両方を意味することを明確にすることを提案する。

### **借手の会計処理**

5. 我々は、委員会が IASB に対して、要望書に記載された借手の賃料減免の会計処理に対処するための狭い範囲の基準設定プロジェクトの実施を検討するように提案したことに賛成する。我々の法域の関係者からは、要望書に記載された借手の賃料減免の会計処理について複数の会計処理が考えられることが指摘されており、適切な会計処理について十分に議論する必要があると考える。
6. 我々のコメントが、委員会及び IASB の将来の議論に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

川西 安喜

企業会計基準委員会 委員長